

【別紙様式】

<p>中野区は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	文化施設利用中止による利用料金の返金		
総事業費 (千円)	45,948千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	31,046千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、文化施設の制限等を行い指定管理者の利用料金収入等が減収したことに伴い、上限額を定めて支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：31,046 千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 JN指定管理者共同事業体（株式会社JTBコミュニケーションデザイン、野村不動産パートナーズ株式会社で構成） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 文化施設の指定管理事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少しており、事業の縮小・廃止等は区民の生活に「文化芸術活動の減少」という形で悪影響を及ぼすため、文化施設の指定管理事業の唯一の実施主体であるJN指定管理者共同事業体を対象者として、支援金を支払う。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、安定的に文化施設の運営が行われ、区民に対し文化芸術活動の機会等が提供されることにより、区内の文化芸術の振興が図られる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、文化施設では施設利用をキャンセルした場合、利用料金の全額を返金しており、減収となった施設利用料金収入及び新型コロナウイルス感染拡大防止により減少となった収入について、支援する必要がある。JN指定管理者共同事業体に対し、文化施設利用中止による利用料金の返金を行う本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている事業者支援事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		